

現代福祉国家の経済的側面

——スウェーデンの場合——

川 口 弘

I はじめに

1976年9月の総選挙で、スウェーデンの社会民主主義労働者党が敗北し、1932年以降、44年の間占め続けた政権の座を、中央党、国民党、穏健派集合党の保守3党連合に譲り渡すことになった¹⁾。

第2次大戦後、着々として福祉国家スウェーデンを実現させてきた社民党の敗退は、西欧型福祉国家の破綻に直接的に結びつけられて理解されることが多い。福祉「見直し」論や、非西欧型または日本型福祉国家論の論拠に利用されることも稀ではない。

その場合、社民党敗退の直接の原因を、スウェーデンの高い税負担にあるとみなして、高福祉・高負担を批判し、ひいては社会保障負担の分担の仕方における公共依存型を非難して、日本型福祉国家は受益者自己負担という「自助型」であるべきだと主張される。公共依存型が不可避になった根は西欧社会の核家族化現象のなかにあると考えるところから、「自助型」福祉の基盤を日本の家族制度に求める。

しかし、以上のような議論の立てかたは、あまりにも短絡的であり、あまりにも独断的ではないだろうか。そうした結論を打ち出す前に、もう少し事実についての考察を行なう必要があると思

う。なお、高負担とその分担の問題は、所得水準と所得分配の問題と密接に結びついている。それだけではなく、高所得水準ならびに平等化された所得分配は、完全雇用、社会保障・社会福祉諸制度の充実とともに、広義の福祉国家の主要な内容の1つであろう。スウェーデンでは、きわめて急進的に最低賃金の引き上げと可処分所得平等化が推進されてきた。そのことがいくつかの重要な経済的構造変化をひき起こしているのであって、それらもまた福祉国家実現に伴うコストの1つとして考察のなかに含められるべきだろう。このことは、福祉国家を要求する側が十分に考慮に入れておかねばならない点であると思う。

筆者は、社会福祉問題の専門家ではないが、1971年に1年間スウェーデンに留学して、各方面でインタビュー調査を行ったり、資料を収集したりする機会をもち、引き続きその後の推移にも注意を払ってきた。以下ではそれらの材料に基づいて、(1)スウェーデンの福祉諸制度の実態、(2)高負担の具体的状況、(3)平等化政策の経済的側面の3点について、とくに重要と思われる問題を述べることにしよう。ただし、紙数の関係で(1)については主として年金制度に絞ることを許されたい。

II 福祉の実態と特徴

社会保障制度というまでもなく、文教制度や住宅政策までも含めた広義の社会福祉制度と政策において、スウェーデンが優れて先進的な実績を挙げてきていることは、いまさら繰り返すまでもなく周知のところであろう。しかし筆者は、従来ほとんど注意されてこなかった1つの制度を、福祉国家の基本的必要条件を成すものとして屢々指摘してきた。それはスウェーデンの選挙制度である。

1) 1932年、世界大不況中にアルビン・ハンソン首班の社民党政権が誕生して以来、36～39年、51～57年の二回、中央党の前身である農民党との連立（社民党首班）、39～45年間の保守3党との戦時挙国内閣を除き、1976年9月まで単独政権。ただし、70年代に入って議席数が過半数を割るにいたったので、共産主義者左翼党（以下共産党と略称）の自発的な閣外支持によって政権を維持してきた。今回の選挙では両党の合計議席数が50%を下回るにいたってついに政権の座を去ることになったのである。

いうまでもなく、福祉国家においては、市場機構を通じての決定に委ねられない公共経済の領域が相対的に広がらざるをえない。そうして、住民にとって、福祉とは上から押しつけられるものであるとはならないのであるから、それらの領域における政策決定過程には、住民各層の意見ができるだけ反映されるような仕組みが必要となる。スウェーデンにおける 28 選挙区比例代表制の選挙制度は、現存する諸選挙制度のなかではこの目的に最も適当な制度であるといってもよいだろう²⁾。

いわゆる 4%条項（得票率 4%未満政党の議席配分対象からの排除規定）があるために多少の差が生じるにしても、スウェーデン国会における各党別議席数構成比と各党別得票率との対応はみごとである。現在の 1 院制国会は 70 年以降の制度であるが、2 院制時代にも下院議員選挙への比例代表制の採用時期は、実に 1907 年に遡るのである。小選挙区制のイギリスなどに比べて、スウェーデンの「福祉国家度」は 1 段高いものであるといふべきであろう。

逆説的に聞えるかもしれないが、このことの 1 つの現われが、今回の社民政権の敗退ではなかったろうか。70 年、73 年、76 年の 3 回の総選挙における社民党の得票率は、46.6%、44.6%、43.6%、また共産党を加えた与党得票率は、51.4%、50.0%、48.4%、保守第 1 党の中央党のそれは、20.3%、25.7%、24.6%という推移を辿ったのであるが、この程度得票率の変化では、小選挙区制の場合はもとより、日本のような与党有利の不平等地区割りの中選挙区制の場合でも、社民党政権の敗退につながらなかったであろう。比例代表制であったからこそ、保守 3 党の合計得票率 51.6%に表われた、有権者の半分以上を僅かに超えただけの反対票で、容易に政権交替が行なわれたのである。保守政権も従来の福祉政策に全面的反対を表明したわけではなく、労組の支持を固めようとして、いっそう福祉制度を前進させようとする社民政権の政策に待ったをかけたのであり、費用負担

において、いっそう雇主負担を強めようとする社民の意図に反対したのであったから、選挙民の選択は、福祉政策の前進テンポと費用負担のありかたについてのものであった。投票結果が示した僅小な比重転換に対応する政府交替が行なわれたということは、むしろ福祉国家の福祉国家たるゆえんだといっても誤りではないだろう。

もとより筆者も、多党化と政権不安定化につながりやすい比例代表制よりも、政権安定化のもとで効率的な政策推進が期待される小選挙区制のほうがベターだという考えかたがあることは知っている。しかし、筆者はむしろ、比例代表制のもとで 44 年間にわたる社民の長期政権が存在し、福祉政策を推進しえたというところに、福祉国家の真髄を見出すべきだとさえ思うのである。

社会福祉諸制度についてのスウェーデン的考え方のもう 1 つの基本的特徴は、少なくとも国民的合意によって認められた、ナショナル・ミニマムとしての最低限度の福祉は、所得と財産の大小や労働能力の大小いかんにかかわらず、すべての国民に保障されるべきものであり、その保障は国民の基本的権利として要求されるべきものだという観点であろう。容易に理解されるように、こうした最低福祉保障が所得や資産やその他の資格制限を伴うとき、それは恩恵としての福祉に転化し、真の福祉の保障からは程遠いものとなる。そうではなくて、すべての人々への平等な最低福祉の保障を図るためには、その費用負担の原則は、負担能力に応じた公平な負担、すなわち応能負担の原則とならざるをえない。

このような考え方がもっとも良く反映しているのは、国民年金制度中の基礎年金制度（スウェーデン語ではこれが国民年金制度 *folkpensionering* と呼ばれる）である。基礎年金制度は、老齢年金・寡婦年金・遺児年金・障害者年金から成っているが、その中核である老齢年金の給付額についてみよう。77 年 7 月現在でいえば、単身者で基礎額 *base bellop* (77 年 4 月から 11,000 クローナ) $\times 1.22$ (1978 年 7 月以降は 1.25 倍に固定)、夫婦で基礎額 $\times 1.99$ (78 年 7 月以降は 2.05 倍に固定) の年金額が、基礎年金制度による事実上の最低保障額で

2) この制度の詳細については、拙著「福祉国家の光と影」、日本経済評論社、1974 年、または、拙稿「スウェーデン社民政権敗退の背景」、総評調査月報 1977 年 1 月号、p. 5 を参照のこと。

ある³⁾。最近のやや異常な円高状態のもとでは、1 クローナが約 61 円まで下がっているの、円換算額は前者は月額にして6万8千円(78年7月以降は約7万円)、後者は同じく11万1千円程度(78年7月以降は約11万5千円)であるが、これが過去における就労実績や所得稼得実績の有無にかかわらず、すべての国内在住スウェーデン人に保障されていることを考えれば、きわめて高い給付水準だということがわかるだろう。

基礎年金の財源は、1974年までは、所得税の課税所得(諸控除後の課税対象所得)の5%の年金税と、国および市町村の補助金等で賄われていた。所得税の対象外の低所得者・無所得者は負担ゼロであるが、年金税は所得比例税で累進税ではない。しかし、73年で基礎年金財源中の年金税の割合は30.7%で、一般所得税等を源泉とする国の補助金が58.5%、市町村(地方所得税等を源泉とする)補助金が10.2%であったから、全体として累進税制下の応能負担原則に立っているといつてよいであろう。しかも75年からは、勤労者(被雇用者)は年金税を免除されたので、一般の低所得者のほかに、勤労者に関しても事実上完全無拠出制になった。ただし、その分は雇主負担金として雇主から徴収される。

よく、スウェーデンの基礎年金制度は完全賦課年金制度だといわれるけれども、年々の掛金が同じ年の給付額の財源の一部として使用されるという意味ではその通りであるが、被保険者集団の内部で、受給年齢未達者グループの掛金により受給者への給付が賄われるという関係が原則的に存在していると考えことは錯覚に近い。被保険者が受益者だという通常の意味での受益者負担原則は、資本家・自由業者・自営業者などの場合に部分的に適用されているだけで、低所得層と勤労者階層

に関しては完全無拠出制年金なのである。もっとも、賦課方式の主要な利点が、持続的インフレ過程で給付額の物価スライドを可能にする点にあるとすれば、無拠出制は経常的租税収入を財源とすることによって、同じ機能をもちうるといえよう。

ところで、すべての国民の一律年金制度が勤労意欲の低下の原因を作るという批判に対しては、同じ国民年金制度のなかで、所得比例年金としての国民追加年金を基礎年金と組み合わせることで答えている。追加年金制度(スウェーデン語では、一般追加年金制度 *allmänna tilläggspensionering* と呼ぶ)は1960年から実施されて、1980年に成熟期に到達することが予定されているが、被雇用者については強制加入、その他については任意加入で、所得稼得期間中の実績所得額のうち、基礎額を超え、基礎額の7.5倍を超えない範囲の額に対する比例年金制度であり、スウェーデンの有業人口の約80%がカバーされている。やはり、老齢・寡婦・遺児・障害者の4種の年金を含んでいるが、そのうち老齢年金の満額受給資格は制度に登録して毎年受け取る所得点数が30年分以上に達し、かつ年齢が65歳(75年までは67歳)以上であることである。得点期間が30年を下回る場合は、不足期間に応じて年金給付額が減額される(得点期間が3年未満の場合は受給資格がない)。ただし、1896年(制度発足の1960年64歳。したがって3年後に最初の受給資格者となりうる)~1914年(20年後の制度成熟翌年の1981年に67歳で受給資格が生じる)間の出生者については得点期間20年で満額とする経過措置がとられ、現在までの老齢追加年金受給者は、この規定の適用を受けた減額受給者のみである⁴⁾。

給付額は、得点期間中、年間点数(所得時点での基礎額に対する倍率)が高かった15年間の平均点数を受給時点での基礎額に乗じた積の60%(後述のように、これによって受給額の物価スラ

3) 事実上の最低保障額といういいかたをしたのは、次のような理由からである。すなわち、これは国民年金制度のうち1つの柱である追加年金制度の受給資格がないか、あるいはあってもその額が僅小である人々への、補足額を加えた基礎年金給付額であって、補足を受けない人々の基礎年金額は、単身者で基礎額の95%、夫婦で145%であるけれども、この場合はその上に追加年金が加えられるから、本文に掲げた補足額を受ける人びとの年金額より実際の年金受給額が低くなることはない。

4) 通常の所得期間不足者の減額率は、不足期間1年ごとに $\frac{1}{30}$ であるが、上記期間出生者の場合は $\frac{1}{20}$ 。なお経過措置の1つとして、1915~1923年間の出生者については、出生年と1914年との差に20を加えた値の逆数を減額率と定めている。

イドが保証される)である。たとえば、その 15 年間を通じて毎年最高点数 6.5 を稼得し続けた人ならば、77 年 6 月現在の基礎額 1 万 1 千クローナを用いて計算すると年額 42,900 クローナ、月額円換算で 21 万 8 千円となり、単身者なら基礎年金 10,450 クローナ、月額 5 万 3 千円を加えて、合計月額 27 万 1 千円となるわけである。単年度のスウェーデンの既婚者世帯の 50% 以上が追加年金制度の最高限度得点 6.5 以上の年間所得をえているとみられるから、制度成熟以降におけるこの程度の年金受給者の比率はかなり高いものとなるであろう。

追加年金制度は、勤労者(被雇用者)については被保険者無拠出制で、代って雇主が掛金を負担し、勤労者以外は任意加入で掛金を自己負担する。雇主の勤労者のための掛金率は、制度の出発時点から年々引き上げられて 74 年に支払賃金額の 11% となり、以後固定された。追加年金制度のもう 1 つの特徴は積立基金方式だという点にあり、国家保険機関が徴収した掛金収入は、国民年金基金 Ap fonden に預託される。基金は政府から全く独立した機関で、労組代表・産業界代表・有識者委員の参加する 3 つの基金委員会(公共部門関係、民間大企業関係、中小企業・自営業・自由業関係)によって管理・運用され、運用対象は公債・社債(銀行が公開市場で売却するもの)、その他国や自治体または金融機関の発行する債務証券、加入者融資に限定されていたが、74 年以降は一定限度内で株式への運用も認められるようになった。基金運用収入の管理コストを超える部分が、年金給付財源の一部になることはいうまでもない。

1960 年に追加年金の掛金払込みが開始され、63 年に経過措置による年金給付が始まったが、76 年末までの掛金徴収総額 931 億クローナに対して年金給付累計は 262 億クローナ、掛金累計額の 23.9% に当たり、差引差額 669 億クローナが基金に繰り入れられた。それは 76 年末基金残高 1,017 億クローナの 65.8% を占める。残り 348 億クローナ、34.2% は、基金の運用利子収入から管理費・支払利息等・国家社会保険機関等への償還額等の諸経費を差引いた運用純収益である。76 年

末基金残高は現在の円高為替レート(1 クローナ・61 円)で換算しても 6 兆 2 千億円を越え、人口 1 当り 75 万円強、日本の人口を掛けてみると 85 兆円弱であるから、国の規模からみていかに巨大な基金であるかが推量できるだろう。76 年の基金収入 139 億クローナのうち、運用収入は 50.4%、掛金収入は 49.6% であり、総経費を差引いた運用純収入でも、掛金収入の 98% に達している⁵⁾。

ここで簡単に、上記 2 つの年金制度に組み込まれた老齢年金以外の年金の内容を見ておこう。

基礎年金制度の場合、寡婦年金は、老齢年金受給年齢に達していないすべての寡婦(扶養子女がなく、夫死亡時に結婚生活 5 年未満か、年齢 25 歳未満の寡婦を除く)を対象とする。満額の場合は老齢年金と同額。満額受給の資格は、① 16 歳未満の扶養子女がある場合。子女が 16 歳に達すると減額支給に切り替えられるが、その時点で寡婦が 50 歳に達していれば満額支給が続けられる。② 5 年以上の結婚生活後に夫が死亡し、16 歳未満の扶養子女はないが、50 歳に達した寡婦。夫死亡時に 50 歳に達していれば直ちに、50 歳未満である場合には、当人が 50 歳に達した時点から満額支給。減額支給の場合は、満額支給資格を満たすまでの所要年数に 15 分の 1 を乗じてえられる積が減額率になる。再婚すれば受給資格を失うが、5 年以内に解消されれば復活する。

障害年金も満額の場合は老齢年金と同額。満額受給資格は労働能力の 6 分の 5 以上の減退。減退度 2/3~5/6 未満なら 3 分の 1 減額。減退度 1/2~2/3 未満なら 2 分の 1 減額。減退度 2 分の 1 未満は対象外。一時的障害には一時障害年金。70 年法改正により、試行的職業従事は受給を妨げないことになった。

遺児年金は 16 歳未満の孤児と片親児を対象とする。孤児の場合は基礎額の 35%(77 年 6 月現在では円換算月額約 2 万円)、片親児の場合は基礎額の 25%(同じく約 1 万 4 千円)。

5) これらの数字は国民年金基金の年報 Allmänna Pensionsfonden Årsredogörelse(英語版もある)から得た。掛金収入と支出額とが均等化するのには 1990 年、掛金収入プラス運用収益がバランスするのは 2000 年と推定されている。

国民追加年金制度の場合。障害年金は基礎年金の障害年金対象者で、障害者となった時点（疾病手当を障害年金に切り替えた時点）で、基礎額より低くない疾病手当を受けており、かつ1年分以上の年金点数をもっているか、障害者となる以前の4年間に少なくとも3年分の年金点数を得ている者が対象。満額は追加年金制度の老齢年金のそれと同じだが、障害度に応じて減額される。寡婦年金は、結婚時点で夫が60歳未満であったことと、夫死亡時まで5年以上の結婚生活を経過している場合、または夫死亡時に夫婦間に子女があった場合に受給資格が生じる。再婚によって資格を失ない、5年以内に解消すれば資格を回復することは基礎年金の場合と同じ。年金額は、遺児年金資格のある子女がある場合は老齢年金または障害年金の35%、年金資格ある子女がない場合は40%。遺児年金は、16歳未満の子女に対して支払われ、片親児なら子女1人に対して老齢または障害年金の15%、孤児の場合は40%で、1人ふえるごとに10%加算して、総額を各人に等分支給する。老齢または障害年金受給資格をもつ婦人が死亡したときは、遺児年金は支払われるが寡夫への年金はない。以上のように、基礎・追加両制度を合わせたこれら年金制度もきわめて充実したものである。

しかも、こうした国の年金制度の上に、勤労者にはいわば年金制度の3階として、補足的な団体協約年金制度が設けられている。1961年から追加年金制度と併行的に開始された産業職員年金制度 ITP と、73年から、全国労働組合同盟 LO とスウェーデン経営者連盟 SAF との協定で導入された STP とがそれで、70年代に入って公務員も ITP と同様の制度の適用を受けている。ITP は民間商工業の事務および専門系職員のための、STP は民間労務者のための制度であるが、内容的には類似しているので、ITP の概要だけを述べておこう (AMS パンフレット “AMS och STP” による)。

ITP は、SAF とスウェーデン工業職員連盟・スウェーデン職長連盟・商業職員連盟との協定によって成立した。69年10月からは団体協定事項

となり、SAF 加盟企業は加入を強制されることになった。出発点では、それまで多くの企業で行なわれていた私的職域年金制度 (50年代までは国民基礎年金の給付水準も1000 クローナという低額であったので企業別年金で補足されたのであるが、当然のこととして大きな企業間格差が存在した) を統一して、改革された国民年金制度 (基礎年金の給付改善10年計画の発足と追加年金制度の導入) との調整を図るのが目的であったが、具体的には、①国民年金制度の当時の受給開始年齢67歳に対し、退職年齢 (定年制と違って強制退職年齢ではなく、単純に退職年金受給資格年齢を意味する) 65歳からの2年間の空白期間をうめる年金の設定と、②国民年金でカバーされる基礎額の7.5倍までの所得を超える所得部分について、基礎額の15倍までの範囲を対象とする補足年金の設定、という2点を中心であった。国民年金制度の受給開始年齢が65歳に引き下げられた現在では、①はその意味を失ったので、②の相対的な高給取り層のための補足年金というのが主要内容として残っているわけだ。77年6月現在でいうと、国民年金でカバーされる年所得は約500万円 (82,500 クローナ) で、ITP のそれは約1千万円 (165,000 クローナ) までということであるから、日本人の感覚ではちょっとオーバーな感じさえする。

組み込まれている年金種類は、退職年金・障害年金・特別寡婦年金・家族年金の4つ。退職年金は65~67歳までと67歳以降とに区別され、原則として最終時俸給を基準として計算される。前者の場合は、基礎額の10倍までの俸給額の60%+10~15倍までの部分の32.5% (したがって基礎額の15倍の50.8%) の年金が支給される。後者の場合は、基礎額の7.5倍までの部分の10%+7.5~10倍までの部分の65%+10~15倍までの部分の32.5% (基礎額の15倍までの37.4%、基礎・追加両年金と合わせれば69.7%、基礎額の7.5倍の所得者の場合の年金・所得比率は74.7%) となる⁶⁾。

6) カッコ内の基礎・追加年金を含めた比率は大体の目安のための数字である。両制度間では基準所得の取りかたが

退職年金以外の年金については説明を省略するが、ITP や STP の掛金（保険料）も全額雇主負担なのである。ITP プランに参加するにはスウェーデン職員年金金庫 SPP (SAF・商務省・前記職員諸連盟出資の相互保険会社) に加入しなければならないが、そのうちの退職年金だけは、年金保証保険会社 FPG (SAF と工業職員連盟・職長連盟による相互会社) および年金登録機関 PRI (SPP 管理下の登録機関) 制度に加入してもよい。これらの機関に企業が払込む保険料は、被保険従業員の平均 7~8% に当るといふ。しかも、多くの大企業では、基礎額の 15 倍を超える俸給部分に対する私的年金も設定しているといふのである⁷⁾。

スウェーデンの医療保険制度や住宅政策にもそれぞれ興味深い特徴があるが、余白がないので割愛せざるをえない。しかし、文教政策のうち大学生に対する貸費制度 studielån についてはどうしても触れておきたいと思う。スウェーデンの大学はすべて国立で、高等教育機関への進学率は 30% 近く、日本の最近のそれと比べても大きな違いはない。その大学にも、小学校から一貫した授業料無償の原則が貫かれているが、そのうえに、学生の親の所得のいかににかかわらず、また学業成績のいかにによらず、普通の履修条件をみたしているすべての学生に、年額 1750 クローナ（月額円換算約 9 千円）の奨学金（給費）と、満額（主として、当人またはその配偶者の所得または財産の有無・高低に応じて減額される）の場合、基礎額の 1.4 倍の奨学貸与金（77 年 6 月現在では年額 15,400 クローナ、月額円換算約 7 万 8 千円）が与えられる。卒業後 3 年据置いてから 50 歳まで、自分の選択する期間で割賦返済するが、75 年までは返済額に物価スライド制が付されていたので、長期的物価上昇見通しのもとでは 10 年程度の期間を選択する場合が多く、大卒勤労者にとっては租税に上積みされる返済金負担はかなり重く感じ

られるようである。75 年にこの物価スライドを撤廃したのは、当時の物価高騰の余波であったろうが、これによって貸与金基金の目減りが進行し、制度の崩壊につながりはしないかという不安を感じる。それはともかくとして、この制度によって大学生は、在学中の生活費まで保障されることになるので、ほとんどが大学入学時点で親から独立し、将来の自己の経済的負担によって進学するのである。したがって、不況で有利な就職の機会に乏しいように思われる時期には、大学入学志望者数が大幅に低下するという現象が生じる。筆者がストックホルムにいた 71 年 9 月の入学期には、ストックホルム大学新入生数は対前年比 27.8% の減少を記録し、その他の大学でも同様の傾向がみられた。大学入学時点で各人が、親ではなくて自己の責任において進学の可否を選択すること、選択しさえすれば誰でも無償で、生活費まで貸与されて進学できるという意味で、大学教育の経済的機会均等が十分に保障されていること、こうした制度的条件のうえに立って、学生は日常的なアルバイトで勉強時間を削られることがなく、逆に、アルバイトをしていたのでは追いつけないような厳しい授業が行なわれていること、の 3 点は、それと対照的な状況下で悩んできた日本の私大教員の 1 人としての私に深い感銘を与えた点である。ここに、スウェーデン人の民主的・合理的・実験的精神が良く反映されていると思われる。

持続的慢性的インフレの進行を避けることができない現代資本主義であるからこそ、各個人の自助努力・貯蓄努力だけでは、老後や病気・災害への備え、子弟の教育費や住宅の確保などの切実な必要を賄い切ることがますます困難となっているのである。資本主義のもとでこれらの基本的生活権に属するような要求に関する社会的不平等を緩和するために歴史的に生み出された社会福祉諸制度は、もちろん慢性的インフレが存在しなくても不可欠な制度に違いないが、慢性的インフレ下ではその必要が一段と切実なものとならざるをえない。そうだとすれば、そのような諸制度のなかに、適切な形で物価スライド制が組み込まれていなければならないのは自明のことであろう。十分に

7) 遡るので、最終俸給 > 最高俸給期間 15 年間の平均年収入の場合はやや過大推計になる。スウェーデンでは、労務者の場合は 25 歳以降の年齢別賃金曲線は水平に近いが、大卒サラリーマンの場合はある程度は右上りである。

7) ITP についてのもう少し詳しい内容は、拙著「福祉国家の光と影」、1974、pp. 230~4 を参照されたい。

広範で水準の高い福祉諸制度が確立されており、それに適切な物価スライド制が組み込まれていさえすれば、預貯金金利の物価スライド制などという、理論的にも技術的にも問題の多いやりかたを考慮する必要はほとんどないといっていよう。その意味で、スウェーデンで、年金制度の基礎額に設けられた、事実上完璧に近い物価スライド制にはどうしても言及しておかなければならない。西欧型福祉国家に敵意を燃やすあまり、スウェーデンの年金に物価スライドがあるといってもやはりスライドの遅れによる目減りがあるが国民の不満が高まっているなどと論評する人が、最近ではふえているが、74年からやっと導入された日本の年金の物価スライド制と比較したうえで考えてもらいたいものである。

すでに見たように、基礎額は、基礎年金・追加年金・団体協約年金3制度を通じ、老齢・障害・寡婦・遺児のすべての年金の給付額算定の基礎とされるだけでなく、大学生のための奨学貸与金や医療保険の長期傷病給付金・その他の算定基準にも用いられており、その基礎額の物価スライドを通じて、これら諸制度の給付額は自動的に物価スライドされていくのである。その算定のやりかたは、経常的に、毎月2カ月前の消費者物価指数が、現行基礎額の算定基礎になった消費者物価指数（つまり現行基礎額算定時点の2カ月前の指数）より何%上昇したかを調べ、上昇率が3%以上の場合には下記の式を用いて改訂基礎額を算定するのである。

(改訂)基礎額=4,000 クローナ

$$\times \frac{2 \text{ カ月前の消費者物価指数}}{1957 \text{ 年 9 月の消費者物価指数}}$$

いうまでもなく、4千クローナは1957年9月の物価で表わした保障実質給付額で、それ以来の物価上昇倍率を乗じた額が、現在時点での新基礎額として採用されるのである。賃金スライドでなく物価スライドであるところに不満をもつ向きはあるが、僅かに2カ月遅れ（日本のように原則1年、早くて10カ月というのとは大きな違いがある）で、しかも3%の上昇にスライドしていくのであるから、その迅速性という点でこれ以上の

表 1 基礎額改訂の推移

年 月	金額 (クローナ)
1957年 9月	4,000
1963年 1月	4,700
1964年 1月	4,800
" 11月	5,000
1965年 9月	5,200
1966年 1月	5,300
" 5月	5,500
1967年 4月	5,700
1968年 3月	5,800
1970年 3月	6,300
" 8月	6,400
1971年 2月	6,700
" 3月	6,900
" 12月	7,100
1972年 7月	7,300
1973年 2月	7,600
" 8月	7,900
1974年 1月	8,100
" 4月	8,500
" 12月	9,000
1975年 7月	9,400
" 10月	9,700
1976年 3月	10,000
" 7月	10,400
" 12月	10,700
1977年 4月	11,000

1968年5月～1977年3月間倍率

消費者物価指数 1.861 倍

基 礎 額 1.907 倍

(資料) Statistisk årsbok.

(出所) 拙稿「生活防衛型インデクセーションのすすめ」、経済評論、1975年2月号。

ものを望むことはほとんど無理ではないだろうか。表1は、筆者の手許の資料で確認できた1963年1月以降77年4月までの間での基礎額改訂実績を示したものである。

III 高負担の実態と問題点

スウェーデンにおける高福祉が、いわゆる高負担に支えられて実現したものであり、その高負担に対して、国民のなかにいろいろな形の不満があることは事実である。しかし、社民党得票率の漸減から、ついに社民党内閣の退場にいたった70年代の3回の選挙でも、高福祉をこれ以上進めるかどうか、福祉諸制度のなかみをどうするかという点での論争はあっても、福祉水準の引下げや福祉制度の後退が叫ばれたことは、与野党を通じて

なかった。高福祉を維持しようとするれば、一定程度の高負担が避けられないことも良く知られており、争点は高負担の分担の仕方に向けられていた。スウェーデン人の多数が、高福祉はいうまでもなく高負担そのものにも反対しているわけではないことを知っておく必要がある。

さて、高負担の具体的な内容としては、各種社会保障制度の財源の問題と、租税負担の重さと分担の仕方とがとりあげられる。市場原理の外の、福祉コストの負担に関しては一般的な基本原理として、応能負担原則——負担能力を基準とする公平負担の原則——と、応益負担原則——受益に応じた負担の原則——という、二つの相対立する考えかたがあることは周知のとおりである。ごくおおまかには、負担の手段として、前者の場合に財政負担が、後者の場合には保険料または利用料金負担が用いられるといえるが、財政負担の場合でも、財源が累進税率を用いた所得税ではなくて、間接税に代表されるような一律税率を用いた逆進税であれば、むしろ応益原則に近づくし、後者の場合にも、所得や地位による差別保険料率や差別料金制が採用される場合には、ある程度は応能原則が反映されていることになる。こうした観点からスウェーデンの負担方式をみると、基本的には、ナショナル・ミニマムの福祉のコストはできるだけ応能原則の負担方式を、それを上回る福祉のコストはできるだけ応益原則の負担方式という、それ

自体は合理的な方向を貫こうとする努力が見られる。しかし、保障しようとする福祉が高水準となり高コストとなるにつれて、その原則を維持することが困難になって、現状ではかなりの混乱が生じ、国民の不満の一因となっているように思われる。それと同時に、コストの絶対水準の高さのほかにスウェーデンの場合に無視できないのは、連帯主義賃金政策の名で推進された賃金平等化政策の影響であると思われる。

表2で国際比較をしてみると、租税・社会保障負担金等の対 GNP 比率は、日本の 22.18% に対してスウェーデンは 44.21% とほとんど2倍であり、また例示された12カ国中、40% 台を示すトップ4カ国中にランクされているという意味で確かに高負担国といえるが、しかし1位ではなく4位に位置している。他方、1人当り GNP は世界1位で、16位の日本の1.9倍を越えている。同一の負担率なら高所得者のほうが低所得者に比べて負担感は軽いという常識的な仮定（ミクロでよりもマクロの場合の方が妥当性が高いと思われる）を置くと、日本に比べて高負担の程度はみかけほど大きくはないといっても誤りではなさそうである。

負担構成の点で、逆進的な間接税依存度が27%で、日本の17%に比べればかなり高いが、間接税依存度が30%を越える5カ国には入ってはいず、20%台の5カ国中でもベルギー、イギリスに次ぐ3位に位置しており、直接税依存度は48.5%

表2 租税・社会保障負担金等の対 GNP 比率

	対 GNP 比率 (1974 年。カッコ内は構成比)						(参 考)	
	計	うち 間 接 税	直 接 税	社会保障負担金	そ の 他		国民一人当り GNP (1975年)	
	%	%	%	%	%	(米ドル)	(指数)	
(1) デンマーク	46.68 (100.0)	14.82 (31.7)	26.42 (56.6)	2.68 (5.7)	2.76 (5.9)	(5) 7,016	82.8	
(2) ノルウェー	45.27 (100.0)	16.58 (36.6)	13.97 (30.9)	13.18 (29.1)	1.54 (3.4)	(4) 7,063	83.4	
(3) オランダ	45.18 (100.0)	10.54 (23.3)	15.52 (34.4)	17.42 (38.6)	1.70 (3.8)	(12) 5,947	70.2	
(4) スウェーデン	44.21 (100.0)	11.92 (27.0)	21.42 (48.5)	8.53 (19.3)	2.34 (5.3)	(1) 8,472	100.0	
(5) オーストリア	38.14 (100.0)	13.65 (35.8)	10.82 (28.4)	9.73 (25.5)	3.94 (10.3)	(15) 4,991	53.0	
(6) ベルギー	38.13 (100.0)	10.78 (28.3)	14.28 (37.5)	12.02 (31.5)	1.05 (2.8)	(8) 6,346	74.9	
(7) 西ドイツ	37.64 (100.0)	9.51 (25.3)	13.25 (35.2)	13.25 (35.2)	1.63 (4.3)	(7) 6,872	81.1	
(8) フランス	37.50 (100.0)	12.66 (33.8)	7.19 (19.2)	15.72 (41.9)	1.93 (5.1)	(10) 6,188	73.0	
(9) イギリス	35.57 (100.0)	9.64 (27.1)	15.39 (43.3)	6.04 (17.0)	4.45 (12.5)	(18) 4,065	48.0	
(10) イタリア	31.86 (100.0)	10.75 (33.7)	6.50 (20.4)	13.31 (41.8)	1.30 (4.1)	(19) 3,084	36.4	
(11) アメリカ	28.92 (100.0)	5.28 (18.3)	12.99 (44.9)	6.66 (23.0)	3.99 (13.8)	(3) 7,089	83.7	
(12) 日本	22.18 (100.0)	3.76 (17.0)	10.52 (47.4)	4.58 (20.6)	3.32 (15.0)	(16) 4,395	51.9	

(資料) The Swedish Budget, 1977~78, p. 101.

表 3 社会保障収入の財源別構成

	年 次	計	保 険 料			公 費 負 担				そ の 他
			被保険者	事業主	(小 計)	国 庫	その他公費	特別税	小 計	
スウェーデン	1966	100.0%	13.0%	26.0%	(39.0)%	35.3%	21.5%	—	(56.8)%	4.2%
日 本	1966~67	100.0	26.9	30.1	(57.0)	27.0	4.0	—	(31.0)	12.0
フ ラ ン ス	1966	100.0	16.1	58.5	(74.6)	14.9	2.0	2.5	(19.4)	6.0
西 ド イ ツ	"	100.0	24.7	37.8	(62.5)	27.0	—	1.2	(28.2)	9.3
イ タ リ ア	"	100.0	13.3	54.6	(67.9)	18.0	0.0	2.0	(20.0)	13.9
オ ラ ン ダ	"	100.0	40.7	42.1	(82.8)	8.3	2.5	—	(10.8)	6.4
イ ギ リ ス	1966~67	100.0	20.7	26.1	(46.8)	42.7	7.1	—	(49.8)	3.4

(資料) I.L.O. "The Cost of Social Security", 1972. (出所) 1975年版社会保障統計年報。

でむしろ日本の 47.4% を上回っている。社会保障負担金依存度は 19.3% で、下から数えて 3 位で、やはり僅かだが日本を下回っている。だが、後述するように、直接税のなかで高い比率を占める地方所得税は、応益負担原則的な一律税率方式の逆進税なので、住民利益に直結する地方税優先主義という長所はあるが、負担原則的には見かけほど応能原則が貫かれているとはいえないであろう。

表 3 によって、本来の社会保障制度に絞って財源構成を見ると、スウェーデンはイギリスとともに公費負担主義がきわ立っている。しかし、ここでも「その他公費」依存度が高いのは、地方税への依存度が高いことを意味することに留意すべきだろう。保険料の内部構成では、被保険者負担に比べて事業主負担が 2 倍になっており、その倍率はイタリア、フランスに次いで高いが、全体の財源依存度としては事業主負担の割合は日本より低く、表に含まれた 7 カ国中では最低である。なお、スウェーデンにおける社会保険機構内部の保険種類別財源構成は表 4 に見るとおりである。ただし、前節でみたように、75 年からの改正で、被雇用者

の基礎年金に関する年金税負担はゼロとなり、対応的に従業員の基礎年金のための雇用負担金为新設されたので、表中の基礎年金財源構成は現在では大きく変化しているはずである。

さて、スウェーデンの社会福祉コストは、公費負担に重点を置いているのであるから、公費負担の財源となる租税制度の特徴をみる必要がある。紙数の関係で要点のみをとりあげると、(1)租税収入中の地方税の比重が高い。1974 年では、34.8% (イギリス 12.4%, 西ドイツ 13.7%)。日本も 34.3% で大差はないが、直接税のなかで地方税の占める割合は、スウェーデン 54.4% (筆者推計) に対し、日本は 21.5% に過ぎない。(2)地方税の大部分 (筆者の推計では約 92.1%) が所得税 (法人税も含む) である。日本は間接税が 63%。(3)国税のなかでの間接税の比重が高い。1974 年では 58.8%。日本は 7.4%。しかし、国税・地方税合計中の間接税は、スウェーデン 41.1%、日本 38.3% でそれほどの差はない。(4)しかし、地方所得税は市町村によって税率は違うが、国税と同じ規定で諸控除を差し引いた後の課税所得 (ただし、法人所得税の場合、国税の課税所得は、地方税課税

表 4 スウェーデンの社会保険種類別財源構成 (1974年)

	国 の 補 助	市 町 村 補 助	雇 主 掛 金	被保険者掛金	基金運用収入等	計
医 療 保 険	34.1%	—%	33.8%	30.9%	1.2%	100.0%
労 災 保 険	3.1	—	75.1	0.3	21.5	100.0
失 業 保 険	42.7	—	26.0	24.7	6.6	100.0
国民基礎年金*	63.1	9.7	—	26.7	0.5	100.0
国民追加年金	—	—	64.1	2.7	33.2	100.0

(出所) SCB: Statistisk årsbok 1976, p. 266

* 基礎年金における被雇用者掛金 (年金税) の全廃と、対応的な雇主負担金 (年金税以外の) 設定という制度改革の行なわれる前の計数。現在では被保険者掛金の比重が低下し、雇主掛金の比重がプラスの数値をとっているはずである。

所得から地方税額を控除したものになる)に、その大小にかかわらず一律税率(1976年の全国平均は26.13%)を課するので、逆進性という点では間接税と変らない。したがって、地方税と国の間接税が総税収に占める比率73.1%を逆進度の指標とみれば、それはきわめて高い。ただし、日本の住民税は国税に比べて諸控除額が低く、税率の累進度もきわめて僅かなので、逆進性という点で間接税に近い面があることは周知のとおりである。地方税と国の間接税の合計が総税収に占める割合52.2%が、上記のスウェーデンの計数と比較されるべきかもしれない。(5)税収に対する社会保障負担金の割合は、1974年で、スウェーデン24.5%、日本25.9%で大差はない。(6)国の所得税のなかに占める会社所得税(日本の法人税に当る)の割合は75年に6.8%、71~75年の平均で8.2%と低い。それは50年代後半の20%台、61~65年の16.2%、66~70年の11.7%というように長期的に低落してきている。また、日本の法人税・個人所得税合計中の法人税の比率65~69年の53.2%、70~74年の51.3%に比べてきわだって低いといえる。これは、GNP中の法人総所得の比重が日本などに比べてかなり低いことが一因であろう。1970~74年間の日本の平均は23.6%であるのに、70~75年間のスウェーデンのそれは、筆者の推計で14.8%程度に過ぎない⁸⁾。

租税構成上はおおよそ以上のような特徴がみられ、国税中の付加価値税を中心とする間接税依存度が高く、地方税と併せると、逆進度の高い税体系になっているのが1つの問題点であることは明らかであろう。

法人所得税(1976年)の税率は、国税が一律40%、地方税は全国平均で一律26.13%だが、法人の場合の国税の課税所得は、地方税の課税所得から地方税額を控除したものであり、したがって、

8) statisk årsbok, 1976の国民所得統計には、資本減耗引当の主体別推計が掲げられていない。国内国民総生産に対する資本減耗引当率は、両国とも12%前後で差がないので、法人企業所得に対する法人企業減価償却の比率も両国ではほぼ等しいと仮定し、日本の国民所得統計でえられる比率を使ってスウェーデンの法人企業減価償却を推計し、これによって法人総所得を算定した。国民総生産中の法人所得の比率は、スウェーデン6.0%、日本9.5%

地方税の課税所得に対する国税・地方税の合計税率は55.678%になる。74年度の日本の法人税率は、資本金1億円超で国の法人税率40%(配当分30%)、道府県民税(法人税額の5.2%)と市町村民税(法人税額の12.1%)を加え、所得の50%を配当すると仮定した場合の税負担率は47.44%であるから、税率としてはスウェーデンの方がかなり厳しい。しかし、実際には、大幅な早期償却が許されており、また計上利益のうち投資基金等に積み立てれば免税となるなどの措置により、筆者の推計では、製造業大企業の実効税負担率は35%程度で、日本のそれより僅かに高い程度である。

ただし、前節で明らかにしたように、スウェーデンの企業は、社会保障関係の各種の雇主負担金を課せられている。1977年現在の雇主負担金の種類と、賃金支払額に対する比率は表5のとおりで、その比率の合計は実に34.7%に達している。法人企業統計で計算してみると、全産業企業では国税・地方税の合計額の2倍に達している。もっとも、雇主負担金は経費として利益から控除されているから、これを利益に置き戻したうえで、企業の税・雇主負担金の負担率を計算すると実に62%弱に達する。しかも、投資基金による減税の利用度は大企業に高く、賃金支払額への一定率で課される雇主負担金の利益額に対する負担率は、労働集約的な中小企業に重くなりがちである。ただ、

表5 雇主負担金の支払賃金額に対する比率(1977年)

	比率(%)
雇 主 負 担 金	
国 民 追 加 年 金	11.75
健 康 保 険	8.00
基 礎 年 金	8.30
失業保険および現金手当	0.40
部 分 年 金	0.25
労 災 保 険	0.25
託 児 所 費 用	1.00
職 業 安 全 費 用	0.13
賃 金 保 証	0.07
成 人 教 育 費 用	0.15
労働市場訓練費用	0.40
雇 用 税	4.00
計	34.70

(出所) The Swedish Budget, 1977/78, p. 12

最近の計量的研究は、団体交渉における企業側の実質賃金コストの計算に雇主負担金が算入される結果、長期的には雇主負担金の増加分だけ名目賃金上昇率が抑制された結果となっており、その意味では雇主負担金を税負担率と同一視する必要はないという指摘を行なっている。

個人所得税について計算してみると、夫のみが働いている夫婦・子供2人について、1976年のスウェーデンでの実質課税最低限度（各種の税額控除や戻し税の意味をもつ児童手当等を考慮）は、国税について319万円ほどであったが、1975年の日本の場合は183万円で、国の所得税に関してはスウェーデンの方が免税点はずっと高い。しかし地方税を含めるとそれは180万円弱になり、日本と大差がないということになる。課税対象になる低所得層の税負担率も、国税だけならスウェーデンのほうが高いが、地方税を含めると逆になるのであって、国の所得税制が低所得層に有利に作られているのに、地方税がこれをぶちこわしている感じである。

国の個人所得税の特徴として、(1)配偶者控除の代りに配偶者税額控除（夫婦の一方のみが所得のある場合。共稼ぎの場合は夫婦別課税方式）を用いているが、これは配偶者控除方式に比べて低所得者ほど実効税率が低くなる利点がある。(2)扶養控除（日本よりも低い）に加えて児童手当（日本より格段に高い）方式を用いるが、これは実質的には戻し税の意味をもち、扶養控除のみの場合に比べ、低所得者ほど有利となる。(3)一定所得限度を超えて所得が高くなるにつれて、基礎控除を逓減させ、ついにはゼロとする。これは、表面的な税率の累進度以上に実質累進度を強めるが、基礎控除がゼロになったあとではその作用が失なわれるので、高所得層ではなく中所得層の範囲で影響する。しかも、課税最低限度に物価スライド制が付与されていないので、インフレの進行につれて、基礎控除逓減制が開始される所得水準が実質的に低所得層に移行し、所期の目的と異なった効果を示すようになっていく。(4)職業上の経費控除は認められるが、日本のように給与所得控除がないので、上記(1)(2)の効果が薄れる中所得以上の勤労者

の税負担は日本に比べてかなり重くなる。こうして、とくに大卒の管理職・専門職や自由業者などの高負担に対する不満が強まることになったと考えられよう⁹⁾。

なお、1960年に導入された売上税に代って、1969年から付加価値税が実施され、逆進的大衆課税として大衆の反撥を買っている。77年6月から、税率が15%から17%に引き上げられたが、この税率は税込価格に対する比率として示されているので、日本流に税引価格に対する比率に換算すれば、17.65%から20.48%に引き上げられることである。ほとんどすべての商品を買うごとに、20%の税金をとられる仕組みであり、その引き上げによって、物価がいっせいに上がるわけである。とくに生活必需品の値上りとの関連で大衆の不満は強いと思われる。

IV 平等化政策の経済的側面

以上のような高福祉・高負担のスウェーデン福祉国家は、1951年のLOの基本文書「労働組合運動と完全雇用」“Fackföreningsrörelsen och den fulla sysselsättningen”を出発点として推進された「連帯主義賃金政策」solidarisk lönepolitikenによる所得平等化政策を基盤として、1960年代の年金改革・大学奨学貸与金制度・医療保険改革などを通じて形成されてきたのである。連帯主義賃金政策の基本的な考え方は次のように要約できよう。

(1)ブルー・カラー労働者の95%を組織しているLOのような労働組織の運動は、当然に国民経済全体に大きな影響を及ぼし、その結果LOメンバー自身にも跳ね返ってくるから、LOは国民経済全体の調和的發展を考慮に入れることで、かえって労働者の利益をより良く守り発展させることができる。

(2)インフレ防止の基本的責任は政府にあるが、そのための手段としては、①金融・財政手段による総需要抑制と並んで、②停滞的分野から発展的分野への円滑な労働力の流動化を図る積極的な労

9) 税制についての詳細は、拙著「福祉国家の光と影」をみられたい。

働市場政策を推進する必要がある。

(3)過度の賃上げ要求が一時的に賃金プッシュ的作用をもつこともありうるので、労組の賃金政策は、経済全体の生産性発展速度に合わせた賃金上昇を目標とすべきである。

(4)こうした、安定的・非インフレ的賃金上昇政策のための先決条件は、種々の労働者グループ間の賃金水準の相対関係、すなわち全体としての賃金構造が、グループ間の鋭い不満を生むことのないように、社会経済的ならびに平衡的観点から、労働の質の差異に関するリーズナブルな評価を反映するようなものになっていなければならない。すなわち労働者全体の間には十分な連帯感 *solidarity* が維持されるような賃金政策が必要である。

こうした諸観点は、資本主義の枠組のなかで漸進的な改革を進めていくための基本方針としては正当なものであったと思うが、それが本来の成果を達成するためには、その推進主体である政府・与党と、それを支える労組のありかたが、十分な大衆の理解と支持を確保し続ける程度に民主的で誠実でなければならない。スウェーデンの場合は、社民党政権の実現した 1932 年よりもはるか以前、1907～9 年の改革ではやくも比例代表選挙制を採用してきた国柄であり、日本などと比べて制度面でも実態面でも民主主義が深く根着いているように思われるが、それでも長期政権のもとで、政府や行政官庁だけでなく LO など労組のナショナル・センターまでも含めて官僚主義が拡がるのを防ぎきれなかった面がみられる。こうして大衆から浮き上がるなかでは、連帯主義政策で強調された総合的視野が、ともすれば悪い意味での労使協調、非合理的な資本家との過度の妥協に働きがちであり、国会での多数を維持する支柱の 1 つであった共産党よりも、むしろ実質的には保守党と妥協する路線をとり、その反動として選挙ごとに、過度に労組大衆に迎合する政策を打ち出すという傾向が現われがちであった。筆者は、今回の社民敗退の最大の原因をここに見ている¹⁰⁾。

しかし、ここでは問題をもう少し経済的な側面

に限定して略述しよう。連帯主義賃金政策は、企業の利潤率を適正成長に必要な最低限まで引き下げること前提にしてではあるが、いわゆる生産性基準原理に近い考え方を提起したが、60 年代には、おおまかにいって、平均的な労働生産性の上昇年率 4 % に対して、名目賃金上昇年率は 8 % で、その差が消費者物価上昇年率 4 % に反映された。いわゆる賃金のズレによると指摘されている。しかし、筆者の見るところでは、連帯主義賃金政策の実績における真の欠陥は、異種労働間の質的差異を公正に反映した適切な賃金構造を、理論的にも实际的にも確立することに失敗した点にある。一方で、少なくとも基本的賃金の上昇率を生産性基準原理で限定しながら、他方ではまず低賃金層の賃金底上げを優先的に推進するという、賃金所得者内部の所得平等化を急速に展開したのであるから、そのシワ寄せが相対的な高賃金所得層であるアカデミーケル層(主として大卒の管理職・専門職層)に向けられ、この層と低賃金職種層との賃金格差が急縮小するはかばかしくなかった。とりわけ、60 年代末から 70 年代に入ってから、アカデミーケル層の賃金上昇率は物価上昇率を下回り、この層の実質賃金は僅かだが低下することになった。前首相のバルメは、大学進学率の上昇のなかで、アカデミーケル労働力の需給が緩和傾向に向った結果であったとしたが、長期の教育投資(スウェーデンの場合、経済的コストはほとんど社会的に肩替りしているが)を必要とする専門職等の賃金水準を短期的な市場需給にまかせることの可否が問われねばならないだろう。しかし、社民政権の基盤である LO はブルー・カラー労働者を主体とする労組であるから、その賃金政策が急速な低賃金底上げに傾きがちとなるのは避け難かった。そこから、アカデミーケル労組のナショナル・センター SACO のメンバーの社民離れが進むのは自然の勢いであった。しかも、すでにみたように、所得税負担も制度上、この層にとくに重く、その結果、可処分所得格差の縮小はいっそう顕著であった。

低賃金底上げという、それ自体は正当な政策は、またスウェーデンの在来産業であった製陶・皮革・繊維・造船など労働集約的産業を相対的に圧

10) 拙稿「スウェーデン社民政権敗退の背景」、総評調査月報、1977 年 1 月号参照。

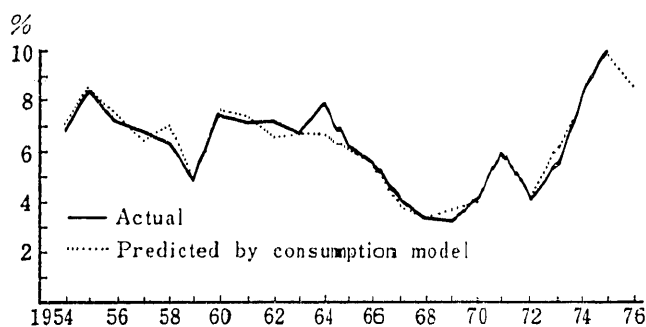
迫することとなり、これら産業の国内での衰退、資本の低賃金国（スペイン、ポルトガル、フィンランドなど）への流出、これら製品の輸入依存度上昇による国際収支の赤字体質促進など、産業構造変化をもたらした。連帯主義賃金政策はこのことを初めから見抜いて、これを是認し、対応的に労働市場の流動性を高める積極的労働政策を主張し、それがかなりの程度に実施されてきた。それはある程度は必然的な近代化の過程でもあるが、それがあまりに急速で、摩擦排除の政策が伴わないと、中小企業の倒産やその従業員の失業などの問題を生み、これらの分野の人の社民離れを促進する一因になった。

次に、労使協調路線のもとで、かなりの賃金上昇と福祉充実を可能にする程度の経済成長率を維持しようとすれば、法人税制における早期償却の大幅容認や投資基金制度導入による内部蓄積の促進という形で資本家側の要求を受け容れなければならない。これが 60 年代における資本家側との協調を可能にした一因であったが、同時に、世界的環境変化で成長率が鈍化する 70 年代に入ると、内部蓄積の税制面優遇に対する企業側の評価は低下せざるをえないであろう。

一方で法人税における対資本家妥協があり、他方で担税力の大きいアカデミーケル層の高所得税への不満が強まってくれば、付加価値税の導入や地方税率引き上げによって、本来応能原則的に形成された租税体系の応益原則的逆進体質を強めざるをえなくなり、ここにも大衆の社民離れの一因を見出すことができるだろう。

労使協調路線と労組の官僚主義化のもとで、労働者の経済的生活保障の充実が進むと、労働者の間に労働の社会的意義や労働者階級の歴史的使命に対する意識が希薄化し、マイホーム主義や享楽主義的傾向のみが強まる風潮も見出されないわけではない。ただしそこから経済的生活保障の充実そのものが誤りであったという結論を引き出すことは余りにも短絡的である。社会におけるすべての個人の人間らしい生活の確立のためには、経済的生活保障は十分条件ではないけれども依然として必要条件の 1 つであることを忘れてはならない。

なお、追加年金制度が徹底した雇主負担主義を採用していることが、このような制度の導入がなかった場合に比べて、必ずしも企業の賃金コストを過度に高めたとはいえないという指摘がなされていることについてはすでに触れたが、同じ論者によって、60 年代後半の個人貯蓄性向のいちじるしい低下傾向（64 年の 8.0% から 69 年の 3.1%）が、主として追加年金制度と大学生奨学貸与金制度の導入の結果として説明されるとともに、70 年代に入ってから急速な上昇（69 年の 3.1% から 75 年の 10.0%）が主として物価の急上昇と引締めによる消費者ローン抑制に基づくものとみられることが指摘されている。図は、個人貯蓄性向の動き（実線）と彼の推計値（点線）の動きを対比したもののだが、彼のモデルが現実の説明にかなり良く成功していることがわかるであろう¹¹⁾。



(出所) Ettlin: 注記の論文

図 スウェーデンの個人貯蓄性向(1954-75)

もともと、追加年金制度は、個人の貯蓄動機のもっとも基本的な部分を、基礎年金制度とともに社会的に肩替りする意図をもって導入されたのであり、それによって個人貯蓄性向が低下することを見越して積立基金方式を採用したのであった。しかし、基金方式といっても、成熟後の年々の掛金・給付金の関係は賦課方式に準じる修正賦課方式であるが、先にみたように基金運用収入への依存度もかなり高く、この部分については、慢性的インフレの進行のなかで目減り問題を免れない。この点がどこまで自覚的に意識されているかは不明であるが、同じインフレが貯蓄性向の回復をもたらしている点は興味深い事実だといえよう。

11) Franz Ettlin, "Swedish Private Consumption and Saving during two decades: An attempt to quantify the Causes of their Changes" Skandinaviska Enskilda Banken Quarterly Review, 3-4/1976.